

脳卒中・循環器病対策基本法で何が変わるのか？

－脳卒中診療の立場から－

中山博文[†]第73回国立病院総合医学会
(2019年11月9日 於 名古屋)

IRYO Vol. 75 No. 1 (34–37) 2021

要旨

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(以下、脳卒中・循環器病対策基本法)の核心は、国および都道府県が、脳卒中对策を総合的かつ計画的に推進するための基本的計画(国：循環器病対策推進基本計画；都道府県：都道府県循環器病対策推進計画)を策定し、それらに基づく施策を実施し、少なくとも6年毎に見直すという仕組みができることである。

これらの基本計画の策定の際には、医療従事者や患者・家族を含む関係者から構成される循環器病対策推進協議会/都道府県循環器病対策推進協議会の意見が反映される(協議会の設置は、国は義務、都道府県は努力目標)。

加えて、医療保険者、保健・医療・福祉従事者は国および地方公共団体が定める施策に協力することが責務とされ、国民も正しい知識を持って予防に取り組み、発症時に適切に対応することが求められている。この基本法によって、行政、医療保険者、保健・医療・福祉従事者、そして国民が協力して脳卒中征圧に取り組む体制ができることになる。

基本的施策として、啓発・予防、救急搬送と受け入れ体制の整備、救急救命士・救急隊員の研修、医療機関の整備、患者の生活の質の維持・向上、連携協力体制の整備、人材育成、情報収集・提供体制の整備、患者に対する相談支援の推進、研究の促進が挙げられており、基本計画において、それぞれについて取り組むべき施策と個別目標が設定される。

予防と発症時の対応等に関する国民啓発、救急搬送体制や医療体制の整備、消防隊・医療・福祉の連携、発症登録による実態把握、患者・家族支援等、脳卒中関係者の悲願の実現は、これからの働きかけ次第である。

キーワード 循環器病対策推進基本計画、都道府県循環器病対策推進計画、基本的施策、循環器病対策推進協議会

公益社団法人日本脳卒中協会 † 医師

著者連絡先：中山博文 公益社団法人日本脳卒中協会 〒545-0052 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-3-15共同ビル4F

e-mail：midmount@mbox.inet-osaka.or.jp

(2020年3月23日受付，2020年5月8日受理)

Expected Changes brought by the Stroke and Cardiovascular Disease Control Act : From the Perspective of Stroke Management

Hirofumi Nakayama, The Japan Stroke Association

(Received Mar. 23, 2020, Accepted May 8, 2020)

Key Words : Basic Plan to Promote Stroke and Cardiovascular Disease Control Programs, Prefectural Plan to Promote Stroke and Cardiovascular Disease Control Programs, basic measures, Stroke and Cardiovascular Disease Control Promotion Council